

(案)

業務委託契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業受付・審査等業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業受付・審査等業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、この契約の締結の日から令和8年10月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）の限度額は、金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

2 甲は、委託料を概算払により支払うものとし、次のとおり分割して支払うものとする。

支払時期	支払金額
令和8年4月	円
令和8年7月	円
合計	円

3 乙は、委託料の支払を請求するときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

4 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇〇〇〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときには、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（第4条 契約保証金は免除する。）

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業受付・審査等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

2 乙は、甲が別に定める仕様書に従い、善良なる管理者の注意義務をもって委託業務を遂行するものとする。

3 委託業務の履行期間において乙が行う申請システム（以下「システム」という。）の構築業務に関し、システム導入後、委託期間内に仕様書の基準に適合しない不具合が判明したときは、甲は書面等により乙に報告し、乙は直ちに修補を行うものとする。

4 システムの運営過程において、サイバー攻撃、ウィルス感染、大規模停電、緊急メンテナンス等の事由が生じ、あるいはその必要性が高いと判断されるときは、乙はシステムを停止し、又はその使用を中断（以下、「システム停止等」という。）することができるものとし、システム停止等が、これらの事由に起因するものであり、乙の故意又は重過失によるものでない限り、乙は一切免責されるものとする。ただし、乙はその速やかな復旧に努める。また、サイバー攻撃、ウィルス感染、大規模停電、緊急メンテナンス等によりシステムダウン（以下、「システムダウン」という。）したことに伴い、システムが一時的に使用不可の状態もしくは保存データ又はシステムそのものが破損し、事業の継続が困難となった場合には、当該システムダウンが乙の故意又は重過失によるものでない限り、乙は一切免責されるものとする。

5 乙は、前項の規定によるシステム停止等をした場合、又はシステムダウンが発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（実績報告書等の提出）

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに委託業務の実績報告書（以下「実績報告書」という。）及び収支精算書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、実績報告書及び収支精算書を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

5 甲は、第2項（第3項後段において準用する場合を含む。）の規定により合格の旨の通知をするときは、併せて委託料の額を確定し、その額を乙に通知するものとする。

6 前項の規定による委託料の確定額は、委託業務に要した実支出額と第3条第1項に定める委託料の限度額のいずれか低い額とする。

（過払金の返還）

第10条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条第5項の規定による委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について甲の指示に従って返還しなければならない。

（契約の解除等）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
 - (4) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、必要があると認めるときは、既に履行された委託業務の全部又は一部について委託業務の報告書の提出を求め、当該部分に対する委託料相当額を乙に支払うものとし、その額は、甲乙協議の上、定めるものとする。ただし、既に甲が委託料の全部又は一部を支払っている場合において、当該委託料の額が当該部分に対する委託料相当額を超えるときは、その超えた金額について期限を定めて乙に返還を命ずるものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第15条 乙は、委託業務を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うに当たって、別記2情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。

（著作権）

第16条 乙は、委託業務の履行に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。

（書類の保管義務）

第17条 乙は、委託業務に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理しなければならない。

- 2 乙は、前項の帳簿及び証拠書類を第9条第5項の規定により委託料の額の確定する日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

（費用の負担）

第18条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第19条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、本契約第6条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記2

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、乙が受託者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産(複製されたものを含む。以下同じ。)を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盗難、紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならない。

第4 乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第5 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならない。

(ID及びパスワードの取扱い)

第6 乙は、甲から使用する機器のID及びパスワードを与えられた場合は、当該情報の漏えい等が発生しないよう厳重に管理するとともに、委託業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第7 乙は、委託業務の遂行に当たりネットワーク又は情報システムを構成する機器の増設又は交換が必要な場合には、甲の許可を受けなければならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第8 乙は、機器端末等をネットワークへ新規接続する場合又はネットワークに接続している機器端末等を他ネットワークへ変更接続する場合は、甲の許可を受けなければならない。

第9 乙は、委託業務の遂行に当たり乙が所有する機器端末等をネットワークへ接続する必要がある場合は、甲の許可を受けなければならない。

(ソフトウェアの無許可導入、更新又は削除の禁止)

第10 乙は、情報システムで使用する端末等においてソフトウェアの導入、更新又は削除を行う場合には、甲の許可を受けなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第11 乙は、外部から記録媒体等によりファイルを庁内に取り入れる場合は、必ずウイルスチェックを行わなければならない。

(情報セキュリティ対策の説明)

第12 乙は、委託業務を開始する前に、実施予定の情報セキュリティ対策その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならない。

2 乙は、委託期間中、甲から要請があった場合は、情報セキュリティ対策の履行状況その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならない。

3 乙は、委託業務が終了したときは、取り扱った情報の返却、破棄又は抹消の状況その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならない。

(クラウドサービスの利用)

第13 乙は、委託業務にクラウドサービスを利用する場合は、甲に対して、次に掲げる事項を事前に説明し、承認を受けなければならない。

- (1) クラウドサービスの情報セキュリティ対策
- (2) クラウドサービス上の情報資産が、国外で保存又は処理される場合に、裁判管轄や法制度等が異なることによるカントリーリスク
- (3) サーバ装置等の整備環境が、クラウドサービス提供者の都合で急変し、クラウドサービスや情報セキュリティ対策が変更となるサプライチェーン・リスク
- (4) その他甲から要望があった事項

(従事者への周知)

第14 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても委託業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第15 乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第16 乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(法令遵守)

第17 乙は、委託業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる法律を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）